

札幌市コインランドリー管理指導要綱

〔昭和 57 年 12 月 28 日〕
助 役 決 裁

最近改正 令和 7 年 3 月 24 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、コインランドリーにおける衛生的な施設環境を確保するとともに、その適正な利用の徹底を図るため、コインランドリーに係る構造、管理及び利用に関する基準を定め、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で「コインランドリー」とは、硬貨等を投入することにより自動的に作動する洗濯機等を設置して、不特定多数の者に洗濯をさせるための施設をいう。

(構造基準)

第 3 条 コインランドリーを開設しようとする者(以下「開設者」という。)は、当該コインランドリーの開設にあたり、その構造設備が、別表 1 に掲げる構造基準に適合するよう行うものとする。

2 コインランドリーの営業者(以下「営業者」という。)は、既に開設しているコインランドリーが、前項に規定する構造基準に適合しないときは、その改善に努めるものとする。

(管理基準)

第 4 条 営業者は、コインランドリーの維持管理を行う場合においては、別表 2 に掲げる管理基準に適合するよう行うものとする。

(利用基準)

第 5 条 営業者は、営業施設の利用方法等について、別表 3 に掲げる利用基準に関し必要な事項を施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知するよう努めるものとする。

(開設等の届出)

第 6 条 開設者は、あらかじめ、コインランドリー開設届(様式 1)を、保健所長に提出するものとする。

2 営業者は、前項の届出事項に変更があったとき、又は、当該コインランドリーを廃止したときは、速やかに、コインランドリー変更届(様式 2)又はコインランドリー廃止届(様式 3)を保健所長に提出するものとする。

3 第 1 項の届出をした営業者が当該事業を譲渡し、又は当該届出をした営業者について相続、合併若しくは分割(当該営業を承継させるものに限る。)が

あったときは、当該営業を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした営業者の地位を承継するものとする。

- 4 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、コインランドリー承継届（様式4）を保健所長に提出するものとする。

（確認）

第7条 保健所長は、前条第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係るコインランドリーが、構造基準に適合しているかどうかを確認するものとする。

- 2 保健所長は、前条第1項の規定による届出に係るコインランドリーが、構造基準に適合する場合には、開設者に対し確認証（様式5）を交付するものとする。

- 3 開設者は、前項の規定による確認証の交付を受けたときは、コインランドリーの見やすい場所にこれを掲示し、又はインターネット等により公衆の閲覧に供するものとする。

（立入検査等）

第8条 保健所長は、必要があると認めるときは、営業者の同意を得て、職員を当該コインランドリーに立ち入らせ、この要綱に定める基準の遵守状況を検査させるものとする。

- 2 保健所長は、コインランドリーがこの要綱に定める基準に適合していないと認めたときは、当該コインランドリーの営業者に対し、施設の改善その他必要な措置を講じるよう指導するものとする。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、生活衛生担当部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に開設されているコインランドリーの営業者は、この要綱の施行の日から昭和58年3月31日までの間に第6条第1項に規定するコインランドリー開設届を、保健所長に提出するものとする。

附 則（平成元年3月29日）

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月2日）

この要綱は、平成3年9月2日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 5 月 29 日）

この要綱は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 26 日）

- 1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行の日」という。）前に、この要綱による改正前の札幌市コインランドリー管理指導要綱の規定に基づき、当該コインランドリーの所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に対してなされた届出その他の手続及び保健所長がした確認その他の行為は、施行の日以降においては、改正後の札幌コインランドリー管理指導要綱の規定に基づき保健所長に対してなされた届出その他の手続及び保健所長がした確認その他の行為とみなす。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日）

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市コインランドリー管理指導要綱の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱による改正前の札幌市コインランドリー管理指導要綱の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。
 - 3 札幌市コインランドリー管理指導要綱第 6 条第 3 項の規定は、施行日前に営業の譲渡、相続、合併又は分割があった場合における当該営業を承継した者については、適用しない。
 - 4 保健所長は、当分の間、札幌市コインランドリー管理指導要綱第 6 条第 3 項の規定により営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の営業する施設について、当該地位が承継された日から起算して 6 月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査するものとする。

る。

別表 1

構 造 規 準

- 1 施設は、他の営業施設、居住施設等と区別されていること。
- 2 施設の床及び腰壁は、不浸透性材料を用い、清掃が容易に行うことができる構造とすること。
- 3 施設内の採光、照明及び換気を行うことができる適当な設備を有すること。
- 4 適当な排水の設備を有すること。
- 5 給湯設備を有することが望ましいこと。
- 6 手洗設備を設け、その用水は清浄であること。
- 7 水洗用洗濯機に使用する水は、清浄であること。
- 8 水洗用洗濯機を設置する場合には、乾燥機を1台以上備えることが望ましいこと。
- 9 テトラクロロエチレン（別名 パークロルエチレン）を使用するドライクリーニング用洗濯機を設置する場合には、洗濯機から排出される排液中のテトラクロロエチレンを適切に除去することができる排液処理装置を備えること。ただし、この排液のすべてを廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適正に処理する場合はこの限りではない。
- 10 有機溶剤を使用するドライクリーニング用洗濯機を設置する場合には、気化した有機溶剤を回収するための装置を備えることが望ましいこと。また、排気管の開口部は、適正な位置に設ける等、悪臭等による周辺への影響についても十分配慮すること。

別表 2

管 理 基 準

- 1 施設内を適切に管理させるため、管理責任者を選任すること。
- 2 管理責任者が常駐しない場合には、管理責任者の氏名（又は法人にあっては法人名）及び連絡先を掲示すること。
- 3 施設内の清掃を毎日行い、常にその清潔保持に努めること。
- 4 施設内外の排水が常に良好に行われるよう適切に管理すること。
- 5 施設内のねずみ、昆虫等の防除を適切に行うこと。
- 6 施設内の採光及び照明を十分に行うこと。
- 7 有機溶剤を使用するドライクリーニング用洗濯機から排出される蒸留残さ物、使用済みのフィルターパウダー及び活性炭等を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理すること。
- 8 テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング用洗濯機を設置し、排液処理装置を備える場合には、この装置から排出される排液中に含まれるテトラクロロエチレン濃度を、定期的に測定すること。
- 9 施設内の換気を十分に行い、特に、ドライクリーニング用洗濯機を設置している場合には、気化した有機溶剤の回収又は排気に注意すること。また、有機溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合の施設内の濃度は 50 mg/l 以下とすることが望ましいこと。
- 10 洗濯機及び乾燥機等は、槽内及び取出口等を界面活性剤等の水溶液を用いて清拭等により適宜消毒すること。
- 11 洗濯機及び乾燥機等は、常に保守点検を行い、適正に使用できるよう整備すること。
- 12 洗濯かご及びゴミ容器を備えること。
- 13 有機溶剤を適正に保管し、その取扱いに注意すること。
- 14 清掃用具及び洗剤等は、専用の保管庫又は、戸棚等に保管すること。

別表 3

利 用 基 準 に 関 す る 事 項

- 1 洗濯後の手指の洗浄等に関する事。
- 2 伝染性の疾病にり患した者又はこれに接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関する事。
- 3 し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関する事（これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載する事。）。
- 4 ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあつては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関する事。
- 5 施設及び設備の汚損防止に関する事。

様式 1

コ イ ン ラ ン ド リ ー 開 設 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

開設者 住 所
氏 名
電 話

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

札幌市コインランドリー管理指導要綱第6条第1項の規定により、下記の
とおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 管理責任者の住所及び氏名
- 3 開設の予定年月日
- 4 構造設備等の概要 別紙のとおり
- 5 附近見取図及び施設平面図 別紙のとおり

別紙

構 造 設 備 等 の 概 要

構 造 設 備	使 用 水	市水道水 ・ その他 ()			
	床 (材質等)	洗濯機設置部分			
		そ の 他			
	腰 壁 (材質等)		換 気 設 備	自然・機械 (台)	
	排 水	公共下水道 ・ その他 ()			
	手 洗 設 備	台	給 湯 設 備	有 ・ 無	
洗 濯 機 そ の 他	メーカー、型式	種類 (該当するものに○)	処 理 容 量 (kg)	台数	溶剤の種類
		洗濯機・洗濯乾燥機・乾燥 機・ドライ・その他 ()	kg	台	
		洗濯機・洗濯乾燥機・乾燥 機・ドライ・その他 ()	kg	台	
		洗濯機・洗濯乾燥機・乾燥 機・ドライ・その他 ()	kg	台	
		洗濯機・洗濯乾燥機・乾燥 機・ドライ・その他 ()	kg	台	
		洗濯機・洗濯乾燥機・乾燥 機・ドライ・その他 ()	kg	台	
		洗濯機・洗濯乾燥機・乾燥 機・ドライ・その他 ()	kg	台	
	洗濯かご	ヶ	ゴミ容器		ヶ
	清掃用具の保管場所				
	排液処理装置	有 ・ 無	排 液 の 処 理 方 法		
	気化溶剤の回収 装置	有 ・ 無	気化溶剤の処理方法		
	排気管の開口部 の高さ	m	有機溶剤の保管場所		
	蒸溜残さ物等処理		排水濃度測定器の有無		有 ・ 無

※網掛け部分はドライクリーニング機を設置する施設のみ記載

様式 2

コ イ ン ラ ン ド リ ー 変 更 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

営業者 住 所
氏 名
電 話

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

札幌市コインランドリー管理指導要綱第6条第2項の規定により、下記の
とおり届け出ます。

記

- 1 施 設 の 名 称
- 2 施 設 の 所 在 地
- 3 変 更 事 項
- 4 変 更 年 月 日

様式 3

コ イ ン ラ ン ド リ ー 廃 止 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

営業者 住 所
氏 名
電 話

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

札幌市コインランドリー管理指導要綱第6条第2項の規定により、下記の
とおり届け出ます。

記

- 1 施 設 の 名 称
- 2 施 設 の 所 在 地
- 3 廃 止 年 月 日

様式 4

コ イ ン ラ ン ド リ ー 承 継 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

営業者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日
電 話

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

コインランドリー開設者の地位を承継したので、札幌市コインランドリー
管理指導要綱第6条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施 設 の 名 称
- 2 施 設 の 所 在 地
- 3 被承継者の住所及び氏名

- 4 承継理由
☐譲渡 ☐相続（被相続者との続柄 ）
☐合併 ☐分割

- 5 承継年月日
年 月 日

確 認 証

コイン



ランドリー

札 幌 市

確 認 番 号

開 設 者 氏 名

施 設 の 名 称

施 設 の 所 在 地

上記の施設は札幌市コインランドリー管理指導要綱に規定する
構造基準に適合していることを確認する。

年 月 日

札 幌 市 保 健 所 長

印